

## 自主研究グループ研修支援要領

(趣旨)

第1条 この要領は、職員自己研修支援要綱（以下「支援要綱」という。）第3条に定める自主研究グループ研修支援に関して必要な事項を定めることにより、事務の適正化を図ることを目的とする。

(支援対象)

第2条 支援の対象とする自主研究グループは、次の要件を満たすグループとする。

- (1) 自主研究グループは、船橋市に勤務する常勤職員（学校に勤務する職員にあつては、市費負担職員とする。）3人以上で構成すること。
- (2) 自主研究グループとして年度内に継続的な研究を行うこと。

(自主研究グループの登録)

第3条 支援を受けようとするグループの代表者（以下「代表者」という。）は、自主研究グループ登録申請書（様式第1号）を該当年度の指定期日までに研修主管部長に提出し、登録を受けなければならない。なお、登録の有効期限は、登録を行なった日の属する年度内とする。

- 2 研修主管部長は、前項に規定するもののほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。
- 3 研修主管部長は、第1項の規定に基づく申請があつたときは、その内容を審査のうえ支援の可否を決定し、自主研究グループ登録可否決定通知書（様式第2号）により代表者に通知する。
- 4 研修主管部長は、当該年度の予算額に達した場合は、指定期日前でも募集を打ち切ることができる。

(研修室等の使用)

第4条 支援要綱第3条第1項第1号に規定する職員研修所の研修室等の使用に関しては、職員研修所研修室等の使用に関する基準の規定を準用する。

(助成金の交付申請)

第5条 支援要綱第3条第1項第2号に規定する費用の助成を希望するグループの代表者は、自主研究グループの登録の可否が決定次第、速やかに支援要綱第9条第1項に定める助成金の交付申請を行うこと。なお、添付する書類の様式は、次のとおりとする。

- ア 研修計画書（様式第3号）
- イ 収支予算書（様式第4号）
- ウ 会員名簿（様式第1号・別添）

- 2 交付申請に係る市長の定める期日は、当該年度の9月末日とする。

(活動状況等の記録)

第6条 代表者は、自主研究グループの構成員の加入・脱退の状況、研修の状況、経費の収支状況（助成経費を含む。）等を記録しておくこと。

- 2 市長は、上記の記録又は、その写しの提出を求めることができる。

(実績報告及び助成金の交付請求)

第7条 支援要綱第12条に定める実績報告及び助成金の交付請求は、当該研修の完了後1か月以内（完了が2月末日を超える場合は3月末日までとする。）に、次の書類を添えて行うものとする。なお、添付する書類の様式は、次のとおりとする。

- ア 研究レポート ※原則A4サイズ10枚以上とし、様式は任意とする。
- イ 活動報告書（様式第3号）
- ウ 収支決算書（様式第4号） ※領収書等、支出の状況を証する書類を添付すること

(研究成果の発表)

第8条 自己研修支援の目的を達成する上で必要と認めるときは、人材育成室と協議のうえ研究の成果を発表する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、自主研究グループ研修支援について必要な事項は、研修主管部長が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年6月14日から施行する。

様式第1号

## 自主研究グループ登録申請書

年 月 日

総務部長 様

代表者 所属 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

自主研究グループ研修支援要領第3条第1項の規定に基づき、次のとおり自主研究グループの登録を申請します。

グループ名	
研究テーマ	
設立趣旨	
活動内容	
希望する支援 ※該当項目に ○印をつける	(1) 職員研修所の研修室、設備、OA機器、図書等の貸与 (2) 自主研究グループ活動に係る費用の助成 (3) その他
グループ名簿	別添名簿のとおり



様式第2号

## 自主研究グループ登録可否決定通知書

年 月 日

代表者 所属 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 様

総務部長

年 月 日付申請のあった自主研究グループの登録について、次のとおり 決定したので、職員自己研修支援要綱の規定により通知します。

グループ名	
研究テーマ	
設立趣旨	
活動内容	
支援の内容	(1) 職員研修所の研修室、設備、OA機器、図書等の貸与 (2) 自主研究グループ活動に係る費用の助成 (3) その他

(注) 上記の決定に対して異議があるときは、速やかに文書で申請の取り下げをすること。

様式第3号

# 研修計画書 (兼) 活動報告書

研修期間	年 月 日 から 年 月 日 まで			
定例研修会場				
定例研修時間	時 分 から 時 分まで			
研 修 日 程				
回数	開催日	開始時間～終了時間	会 場	内 容

様式第4号

## 収 支（ 予 算 ・ 決 算 ） 書

### 【 収 入 】

収 入 項 目	金 額
助 成 金	円
合 計	円

### 【 支 出 】

支 出 項 目	金 額
	円
合 計	円